

「湖沼における環境基準の類型指定見直し（案）について」に対する意見提出手続等による
主な御意見及び改正内容への反映等

1 見直し案及び公表資料等に反映した主な御意見

	意見提出者	主な御意見の内容（要旨）	対応（最終案・公表資料等への反映状況）
1	水質部会委員	今回の見直しが単なる基準の緩和や対策の放棄であると誤解されないよう、これまでの経緯と見直しの理由などを分かりやすく道筋を示して説明した方がよい。	見直しの経緯や科学的知見などの「道筋」が理解いただけるよう、見直し案に『見直しの背景と目的』『見直し案の全体像』『主要な見直しのポイント』『今後の進め方』という構成で具体的に説明したほか、概要説明資料の「見直しの背景」等の記載について分かりやすい表現に修正しました。
2	水質部会委員	全燐及び全窒素の新規指定の考え方について、まず「類型あてはめの必要性」の検討が大事ではないか。論理的に検討していただきたい。	類型の新規指定に当たっては、利用目的の適応性を整理し、当てはめの必要性について検討を行っていましたが、資料構成が誤解を与えやすい表現となっていたことから、検討の経緯が明確に伝わるよう、公表資料の記載を修正しました。
3	水質部会委員	資料中の用語について、「人為起源」「人為由来」などが混在しているため、統一・整理すべきではないか。	関連するすべての資料において用語を「人為由来」等に統一して修正しました。

2 今後の県の水質保全施策等に関していただいた主な御意見・御要望

	意見提出者	主な御意見の内容（要旨）	対応（今後の県の対応方針等）
1	水道事業体	基準が緩和されることで浄水処理コストの増大や水質保全の縮小が懸念される。県独自に暫定目標を設定するなど慎重な対応を検討してほしい。	今回の見直しは、現状の水域の利用目的の適応性を考慮して、目標を再設定したものです。水質保全目標を放棄するものではなく、基準を達成し、維持するため、引き続き必要な監視や水質保全対策を推進してまいります。
2	流域市町、水道事業体	七北田ダム of 全窒素の新規指定（達成期間「ハ」）について、対策が先送りされないか懸念される。十分な情報発信を行ってほしい。	達成期間を「ハ」とした理由は、七北田ダムの全窒素負荷の約 83%が森林等の自然由来であり、人為由来の汚濁負荷を削減したとしても5年以内の達成は困難であると判断したためです。指定により目標値が明確化できたと考えており、適切な森林整備の推進等について関係機関と連携し水質保全に努めます。自然由来の要因が大きい点については丁寧な説明に努めます。
3	漁業協同組合、水道事業体	伊豆沼等からの流出水による臭気物質が浄水処理に影響している。水質改善を強く要望する。せめて10年前の水質レベルに戻れるような対策を講じてほしい。	現状「B類型」を維持し「悪化を許容しない」姿勢で取り組みます。現在実施中の汚濁メカニズム解明の調査結果（令和8年度予定）を踏まえ、実効性のある対策や目標設定について改めて検討を進める予定です。
4	水質部会委員、水道事業体	気候変動の影響により水質が悪化したり、予測結果よりも年間変動が不安定になるのではないかと懸念される。	気候変動による影響は無視できないと認識しており、類型指定見直し後も水質の変動を継続的にモニタリングし、必要に応じて対応を検討してまいります。